

# 第10回 青森県環境審議会

日時：平成22年2月16日（火）

午後1時30分から3時30分まで

場所：青森国際ホテル2階「春秋の間」

## 1. 開会

### (司会)

定刻でございます。ただいまから第10回青森県環境審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境政策課計画・管理グループマネージャーの菊地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の成立について御報告を申し上げます。

会議の成立に関しましては、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、本日は全委員33名中23名の委員に御出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、本日、お手元に配布してございます資料の確認をさせていただきます。本日は案件が4件ございます。審議会の次第、出席者等の資料、案件関係で諮問案件が3件、報告案件が1件ということになっております。

諮問案件1の資料でございますが、資料番号を付してございます。

資料1として、第三次青森県環境計画（案）

資料2-1として、第9回青森県環境審議会における委員のご意見と県の考え方

資料2-2として、パブリックコメントで寄せられた御意見と県の考え方

それから諮問案件2になりますが、こちらについては本日資料をお持ちいただくということをお願いをしてございましたが、

資料3として、平成22年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）

資料4として、公共用水域の水質の状況

資料5として、平成22年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）について

それから諮問案件の3でございます。

資料6として、平成22年度地下水の水質の測定に関する計画（案）

資料7として、地下水の水質の状況に関する資料をお届けしておりましたが、お手元に今日付けの事務連絡ということで、資料の差し替えをさせていただきます。差し替え分を含めて資料7ということになります。

資料8として、平成22年度地下水の水質の測定に関する計画（案）について

それから最後、報告案件に関してですけれども、

資料9-1については、青森・岩手県境不法投棄に関する撤去実績について

資料9-2として、平成21年度環境モニタリング調査結果について

資料9-3として、青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（案）

ということでお手元にお届けをさせていただきます。

なお、今、お手元に資料が不足しておられる方がいらっしゃれば、挙手いただければお手元までお持

ちをしたいと思えます。

よろしゅうございますか。お手元に全ての資料はお揃いでございますか。

よろしいようです。

それでは開会にあたりまして、蝦名副知事より御挨拶を申し上げます。

ではよろしく願いいたします。

## 2. 開会挨拶

### (蝦名副知事)

本日は、御多忙中にもかかわらず御出席下さいまして、誠にありがとうございます。

皆様には、日頃から環境行政をはじめ県政全般にわたり格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

昨年、政府は、2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減するとの目標を示したところでございます。これにつきましては、我が青森県は1990年と比較すると、確か20数%もう既に超過をしております。この1990年と比較して25%カットするということは、単純に言えば半分くらいに減らさなければならないわけでございますが、どういう生活になるのかなと大変心配をするわけでもあります。

一方で、風力発電を六ヶ所村でやっているのをごさいますけれども、その中で蓄電方式でやっているものがあります。これにつきましては、東京都及び千代田区と連携をしながら、その電力を千代田区のビルに生グリーン電力ということで売ることになりました。

それから三村知事から、いわゆる杉材、杉の活用というものを考えるべきではないかと。山の中に杉がたくさん植えられているのでありますけれども、杉材がなかなか活用されないために間伐が遅れ、その手入れも遅れているために、ある人に言わせると「真っ黒な山になっている」と。「このままいくと、山が荒れてしまいますよ」と、大変強い御指摘もあつたわけでありまして。それで、青森県の場合は、南部の方では杉材を使って家を建てている方が多いのでありますけれども、津軽はほとんどヒバを主体に建てるということであります。

しかし、今、外材が多く輸入されておりますけれども、外材は建物としては良くないということは実証されているわけでございます。杉材がなぜいいかということでありまして、ヒバは非常に成長が遅いので木目が小さいのでございます。しかし、杉材は成長が早いので木目が大きい。大きいとその分だけ水分の吸収率が高いそうございまして、ですから夏になりますと杉材で造ると、水分を吸収すると湿度が少なくなる。冬になると、今度は乾燥をしますから、その杉材から水を放出しまして、そして乾燥を弱めるということで、非常に杉材は人間の健康に良いのだということだそうでございます。

それから、よく火事で亡くなられる方がおります。これはほとんど焼け死ぬということではなくて、様々な内装材による、新建材等による有毒ガスで亡くなられている方が非常に多いとの御指摘もあります。

しかし、もし杉材の間伐材で内装材を造ると、そういうことが無くなりますから亡くなる方も少なくなるのではないかとということもあります。

それから、今、シックハウス症候群とかいろいろあるわけでございますが、杉材の間伐材で内装材をやりますと、そういう病気も起きなくなる。

実は私が稲垣の木造高校稲垣分校に行って、当時の副校長さんにお聞きしたことがあります。その稲垣分校は全部学校がヒバ木材で建てられているのであります。ヒバを使って学校を建てたということで、

「生徒の様子はいかがですか」と聞きましたところ、「気持ちが非常に優しくなって、暴力沙汰はほとんど無いんです」という話をされました。ですから、木の暖かさ、木目の優しさは人間の心の成長やもの様々なる考え方に大きく影響を与えるのだというふうにも考えるわけであります。

ですから、杉材をもっと住宅に活用していくことが大事ではないかということで、22年度の予算に、今大体6,000戸ぐらいの新築住宅着工数があると思うんですけども、その内の約2,500戸が木造でございます。その内の6分の1程度、400戸程度を、杉材を使って建てた場合にエコポイントを差し上げようと。エコポイント1点につき7,000円。30点まであげましょうということですから最高20万程度なんですけれども、今度はエコポイントをどうやってやるかという、県内の木材を使った家具だとか内装だとか、そういうものが買えるようにすればいいんじゃないかということでございまして、そういうエコポイントを使って杉材を活用していくことをやろうと思っています。これは新年度の予算の重要なポイントになるわけであります。

そうすると何が起こるかという、この間、表参道に青森県のねぶたを持って行って披露した時に、表参道の松江さんという商店街振興組合理事長さんがたまたま青森県出身で色々話し合う機会がありましたが、その時に、その杉の木の話をしましたら、「いやいや、蝦名さん、非常にいいことだ。私は高知県のよさこいソーランをこの表参道でやっているの、高知と大変関係があるんです。高知の山を育てるために植林に赴いているのであります。しかし、もう高知県ではその山で育った木々を切って、下まで運ぶ術がもう無くなっている。せっかく木が育っても、それを切って下に運ぶ仕組みが無くなってしまっている。人もいないし。」という話をされました。「そうなのはいいじゃないですか。ですから青森県も杉材をちゃんと使って、杉材を切って、下まで持ってきて、ちゃんとそれが使えるような仕組みを作らないと山が死んでしまいますよ」という話をされたわけであります。

やはり、色々な環境の仕組みの中で山を活かしていくことは、三村知事がいつも言っているように、山・川・海ということで、きれいな水を作ることが良い食料を作っていくことができると。あるいは人間にとっても良いということで、知事は環境公共というものを主張しているわけであります。

これもおそらく環境を良くするための大きなものになるのではないのでしょうか。杉材で家を建てる。自分の、青森県で育った木の中に住む。そういうことで子ども達の心も安らぐということになりましょう。

一方で山がきれいになる。山がきれいになっていくとその水もきれいになるということでございまして、そういう環境行政をやるためには様々な方面から考えなければならぬわけでありまして、三村知事のそういう考え方をやっぱり具現化しなければならないなと思っているわけでありまして。

本日は、「第三次青森県環境計画」など3件について御審議いただいたあと、「青森・岩手県境不法投棄事案」について御報告させていただきますので、皆様には忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

平成22年2月16日 青森県知事 三村申吾

### 3. 議事

#### (司会)

それでは、議事に入ります。審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることとなっております。

以後の議事進行に関しては、藤田会長にお願いいたします。

それではどうぞよろしくお願いたします。

**(藤田会長)**

こんにちは、藤田でございます。

ただいま、蝦名副知事から興味のあるお話をありがとうございました。私も大学時代、林学だったものですから、木にはすごく興味があつて、とても興味深く聞かせていただきました。

その他、目にもやさしいとか、新建材ですといろいろなギラギラしたような光を反射するんですけども、木はそういうものを吸収しておりますし、それから音にもすごく優しい音だけをはね返すというようなことも習ったことを思い出しました。ありがとうございました。

それでは、今日は3つ、先ほどお話がありましたように諮問案件がありますので、さっそく始めさせていたきたいと思います。時間があまりないものですから、2時間はあるのですが、長く審議にかかるとしますのでさっそく始めさせていたきたいと思います。

それで最初に議事録の署名をお願いするという事なので、署名者は工藤茂樹委員、それから関幸子先生、いいですか？

はい。ではそのお二人をお願いしたいと思います。

それではさっそく諮問書をお受けしたいと思います。

**(蝦名副知事)**

青森県環境審議会会長 藤田均殿

青森県知事 三村申吾

諮問書

次の事項について諮問します。

1. 第三次青森県環境計画（案）について

諮問理由

青森県環境の保全および創造に関する基本条例第 10 条第 1 項の規定に基づく第三次青森県環境計画を策定したいので、同条例第 10 条第 3 項の規定に基づき意見を求めるものであります。

2. 平成 22 年度公共用水域の水質の測定に関する計画案について

諮問理由

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づく平成 22 年度公共用水域の水質の測定に関する計画を策定したいので、同法第 21 条第 1 項の規定に基づき意見を求めるものです。

3. 平成 22 年度地下水の水質の測定に関する計画（案）について

諮問理由

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づく平成 22 年度地下水の水質の測定に関する計画を策定したいので、同法第 21 条第 1 項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

よろしく申し上げます。

**(藤田会長)**

ありがとうございました。

それでは、ただいま諮問書を受け取りましたので、さっそく本日の議題に入りますが、蝦名副知事がここで退席するという事ですので、委員の皆様にお知らせします。

**(蝦名副知事)**

よろしく申し上げます。

**(藤田会長)**

それでは皆様を代表して諮問書をいただきましたので、さっそく第1の諮問案件、「第三次青森県環境計画(案)」につきまして審議したいと思います。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

**(山田環境政策課長)**

環境政策課長の山田でございます。私の方から、第三次青森県環境計画について御説明いたします。

前回の審議会で出た御意見、資料の2-1で御説明いたします。

前回、意見が4委員から出ましたけれども、1ページ目の関委員から、「地球温暖化対策について、どの部門で排出量を何%下げるのか、具体的な目標を掲げて、それを達成していただきたい」という御意見でした。

これにつきましては、前回の審議会でも御説明いたしましたが、現在、日本としては国際的には1990年比25%二酸化炭素を削減するという目標を示しておりますが、その具体的な25%削減のためのロードマップといえますか行程表は現在国の方において審議中であります。

県の温暖化防止計画の方ですけれども、これは来年度新たな計画を作ることとなっておりますので、その策定の段階におきまして、これから国が示すこととなる具体的な削減目標や政策を見極めながら来年度の地球温暖化防止計画策定において検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

それから2ページ目でございますが、山下委員の方から「市町村の役割とか県民の役割、事業者の役割などが示されているが、各主体をどのように束ねて、どのように誘導していくのか、各主体を束ねて一定の方向に誘導することを県の役割として明確にすべきではないか」という御意見がございました。

これに対しまして、右の方に県の考え方ということで書いてありますが、その下から3行目ですけれども、計画の本文の方に次のような記述を追加するというので、「各主体が適切に役割分担しながら、県全体で低炭素社会づくりを進めるための組織や枠組づくりについて検討を進めます。」ということをつけ加えたいと思います。

それから3つ目としまして、葛西瑛子委員から御意見がございました。「教育現場ではいろんなすばらしい取組がなされている。やはり人間を育てるためには学校、教育現場の力によるところも大きいのではないか」という御意見がございました。

これにつきましては、県としましても環境教育、環境学習というのは重要と考えております。それで、県では平成18年度からカンキョマンというキャラクターを使いました紙芝居、これは小学校の低学年を対象としていますけれども、その出前授業という形でやっております。それで、18年度からやっております、18、19、20年度、3カ年で累計9,290名の子ども達が受講しております。今年度からは、これまでの出前授業は主に小学校低学年、1・2年生対象のプログラムでしたので、低学年・中学年・高学年、それぞれの学年に応じた3つのプログラムを新たに作りまして実施しております。

さらに、昨年度までは県の職員が直接出かけるという形でしたけれども、これをNPO法人に委託して体制の強化を図っております。今年は延べ88校、5,349名の子ども達が受講する見込みとなっております。

そういうことで、県としましても環境教育、環境学習については力を入れているところでございます。

それから4つ目でございますが、飯委員の方から「計画の中の説明で、「循環」の説明、これについてももう少しリサイクルや廃棄物の適正処理という観点からも細かく書き込むべきではないか」と。

実はこの部分、表現としましては自然環境を重点的に書いた部分がありますけれども、「リサイクルや廃棄物の適正処理、そちらの方も細かく書き込んだ方がいいのではないかと」という御指摘と、「持続可能という言葉についての説明がないので、その説明を加えると共に持続的発展、そういう言葉の方向性を明確にする必要があるのではないか」という御意見でした。

これにつきましては、委員の御意見を参考としまして、資料1の16、17ページの方に「循環」の考え方と、それから「持続可能な地域社会」のところを修正しております。修正内容としましては、先ほど飯委員から御指摘がありました「循環」の考え方と「持続的な発展・成長」という言葉を入れております。

以上が前回の環境審議会で出た御意見に対する県の考え方でございます。

それから資料の2-2につきましてはパブリックコメントということで県民等から寄せられた意見についてまとめております。

主な意見と県の対応について御説明いたします。

2番目の「健全な水循環・水環境の保全」の各主体の役割のところですけども、このところに「河川、湖沼」とありますが、さらに「湿地」ということも加えて欲しいという御意見がありました。

これについては、提言の趣旨をふまえて、「湿地・湿原」という言葉も加えております。

それから3番目、同じような趣旨でございますが、「良好な景観への配慮」というところで、ラムサール条約による仏沼、三沢にあります湿地ですけども、これについても環境計画の方に特出ししてもらいたいという趣旨でございまして、右の方に県の考え方が書いてありますが、アンダーラインを引いていますが、それまでの表現にプラスして「ラムサール条約湿地仏沼などの湿地・湿原」という言葉を追加しております。

それから2ページ、裏のページになりますが、5番目の「環境配慮に取り組む人材の育成」このところに「学校教職員に実際に野外での環境学習を指導できる力量を持っていただくようにしていただきたい」という御意見がございました。

これについても環境計画の方に追加をしております。右のページに書いてありますが、下の方に書いてありますが、⑧として「県総合学校教育センターにおける研修等を通じて、教員の環境教育に係る資質の向上に努めます」ということで、文章を修正しております。

パブリックコメントについて、このように主な意見がございましたので御報告いたします。

それから前回の環境審議会後に御意見をいただきたいということで、2月9日までということをお願いをしておりましたが、特に委員の皆方からの御意見はございませんでした。

以上でございます。

#### (藤田会長)

ありがとうございました。

ただいまの県からの説明に対しまして、御意見等がありましたらお願いします。

はい、どうぞ、関先生。

#### (関委員)

意見ではないんですけども、お伺いしたいことがあるんですけども。

この低炭素社会をつくるという時に、二酸化炭素の数値の測定値ですが、これが4年遅れで出てくるということですが、これ以上早く値を知ることはできないのでしょうか。

**(山田環境政策課長)**

二酸化炭素の排出量はいろいろと国の方から出てくるデータがありまして、例えば灯油をどのくらい使っているか、そういう数値を分析しなければならないという関係もありまして、どうしても数年かかるということで、例えば去年のものがすぐ今年出るというわけにはいかないんです。

**(関委員)**

他の県でも同じような状況ですか。

**(山田環境政策課長)**

大体、他の県でも3年位はかかっております。

**(関委員)**

そうですか。はい。

**(藤田会長)**

他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ、針生さん。

**(針生委員)**

パブリックコメントに寄せられた意見の3に、「周辺に建造物を建てることへの規制が必要とします。」とあります。そして県の考え方につきましては、「特別保護地区内では、建築物その他、新改増築について国の許可が必要となっている」と。それはそのとおりのんですが、仏沼に行ってみてすぐ分かることは、その保護地区内を外れたすぐ側に、景観とマッチしない肥料工場と、それから小川原湖側、北側の方には大きい倉庫が建てられているという現状なんですよね。それを見た方がこういう御意見を寄せられたと思うんですよ。

ですから、そのエリアの中はいいとしても、すぐ側に建てられると景観がやっぱりそのとおりのんですね。行って見れば分かるのですが。なんだこれはという感じなんです。だからそれをいかにして、やはり考えていくのが必要じゃないかなと、現状を見た私としては仏沼について思いました。

非常に難しい問題です。保護区内はいいんだけど、その周りの地域も、やはり何かの規制をしないことには、いろんな物が建てられると、いくら広い仏沼であっても周りが全部そういう物で占められる可能性があるということを心配しての御意見かと思えますし、私もそう思っております。

それから、計画案の37ページに「生物多様性の保全」、現状と課題の中の下の方に「オオハンゴンソウやアライグマ」とありますけれども、青森県にアライグマはもう入ってきているのですか。

**(對馬委員)**

アライグマの質問がございましたので知っている範囲で申し上げますけれども。

岩木山麓は、今、アライグマの汚染がひどいんです。農家の方々もスイカ等がちょうど食べごろにな

るとアライグマにそっくり持っていかれる、食われるということで大変悩んでおります。  
弘前市の方でも、罾等を準備して、今年の夏からいろいろ努力するつもりでおります。  
とにかくいることは確実でございます。どんどん増えています。

**(針生委員)**

ありがとうございました。

**(藤田会長)**

県の方で、先の意見に対しまして、仏沼の周りの建物等の景観上の支障のある物の規制ということについては、何かありますでしょうか。

**(山田環境政策課長)**

すいません、その件につきましては自然保護課の方から御説明を申し上げます。

**(自然保護課一戸総括主幹)**

自然保護課の自然環境グループの一戸と申します。

今の針生委員からの御意見ですけれども、確かに仏沼そのものは規制が掛かっているのですが、周辺の農地の部分については建造物の建築等については特に規制されていないということで御心配されるむきもあろうかと思えます。

ただ、三沢市が中心になって地区の協議会というものが出来ております。そこには国の機関、我々県も入っており、いろんな関係者で構成されております。そちらの方で保全活用に関する方針というものが出来ておりますので、その中でいろんな形で周囲の景観等に配慮した保全と活用に努めていきたいと思います。

以上です。

**(針生委員)**

了解いたしました。

しかし、迷彩の色を塗るとか、そういう色彩的なやり方で、いわゆるもう建ってしまったのはやむを得ないんですから、そういうことを指導するようにされた方がいいんじゃないかと思えます。釜伏山のガメラレーダーみたいに、冬は白く塗ったり、秋には紅葉で、春夏は緑色を塗れという意見がむつ市民から出ているそうですけれども、そうなれば大変ですけれども、やはり目立たない色合いで既存の物についてはカバーをすとか、その手前に早く伸びるハンの木でもいいし、杉の木でも植えて、見た目が何となくごまかされるような形の具体的なやり方を指導すとかするように、三沢市の方に指導された方がいいかなと思えます。

以上です。

**(藤田会長)**

ありがとうございました。

規制ということは法律ではできないんですよ、多分。だからお願いということになるろうかと思いま

すが。

これは特にこの場で意見を付すというものとはちょっと違いますので、計画そのものではありませんので。よろしくお願ひします。

他に何かございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは原案どおり、この計画を認めるということでお願ひしたいと思ひます。

続きまして第2の諮問案件に移りたいと思ひます。第2は「平成22年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」についてですが、事務局の方から説明をお願ひします。

### （山田環境政策課長）

それでは引き続きまして、公共用水域の水質の測定計画に関して御説明いたします。

これは水質汚濁防止法という法律がありまして、それに基づいて公共用水域、簡単に言いますと河川とか湖・沼・海域、海ですね、これらについて水質を測定することによって県内の水質の状況を把握していくというものでございます。

実際に測定を実施している機関ですけれども、国土交通省・青森市・八戸市、そして県が実際に測定を実施しております。

それでは資料の方は、資料の3から資料の5、これに基づいて御説明いたします。

まず資料4に基づきまして平成20年度の測定結果の概要を御説明いたします。まず1ページ目でございます。

1として、「県内の公共用水域の概況」ということが書いてございますが、平成20年度の水質結果は、相対的に見て概ね良好な状態にあります。近年の状況については最後の3ページにグラフで示してあります、図が4つありますが、ほぼ横ばい状態で推移しているということです。

それから、また1ページに戻りますが、2番の「人の健康の保護に関する基準の達成状況」ということでございますが、これは健康項目と言っていますが、簡単に言いますとカドミウムとか砒素とか、それから有機性塩素化合物いわゆる有害物質でございますけれども、これについて46河川、5湖沼、3海域の111地点、延べ1,949項目について調査を行った結果、正津川、ここにおいて砒素が環境基準を超過しております。正津川、大畑にある川ですけれども、この超過原因は砒素を含む温泉の湧出に由来する自然要因と考えられております。その他の地点においては環境基準を達成しております。

次に3番の「生活環境の保全に関する基準の達成状況」でございますが、これについては63河川、7湖沼、8海域の195地点、延べ7,997項目について調査を行ったところですが、2ページの表1、類型指定されております87水域のうち環境基準を達成しているのが80水域、達成率としましては92.0%。これは全国との平均で比べますと、表1の右下にあります、全国の達成率が87.4%ということで、全国平均の達成率を上回っております。

それから次の2ページ目の表2を見ていただきたいのですが、環境基準を達成していない地点についての説明です。河川では山田川、それから古間木川、この2地点。それから湖沼では十和田湖、それから小川原湖の合計5地点。それから海域ですけれども、太平洋側の八戸前面海域の鮫・白銀前面の2地点、それから同じく八戸ですけれども北防沖、それから日本海側では十三湖の1km沖の計4地点が超過しております。

環境基準超過の主な原因として考えられるところは、河川の山田川、古間木川については流域における生活排水等の流入による影響、十和田湖については公共下水道が既に整備されて水質の悪化が防げて

おりますが、生態系の変化、これは具体的に言いますと十和田湖に生息するヒメマスとワカサギ、これの増減による餌となるプランクトン、そういうものの生態系が変化してきたということと、集水域、集水域と言いますのは十和田湖の外輪山から十和田湖に流入する河川ですが、そこからの自然由来の汚濁負荷が考えられております。

それから小川原湖につきましては、国土交通省さんによりますと、主要な汚濁源は人口集中地域からの生活排水及び畜産業からの排水と考えられるとのことです。

八戸の前面海域でございますが、八戸市さんによりますと周辺からの汚濁負荷量は増加していないことから、気象条件や海流による拡散状況が影響したものと考えられるとのことです。

それから日本海側の地先海域ですが、河川を介した生活排水などが影響しているものと考えられるということです。

これらの対策としましては、生活排水対策の普及・啓発、事業場排水に対する監視・指導、下水道の接続率の向上等について、引き続き取り組みを進めるということになっております。

次に4番の要監視項目の測定結果でございます。要監視項目というのは、人の健康に関する物質であるものの公共用水域における検出状況等から勘案して、現時点では直ちに健康項目ということにせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質とされ、現在26項目が定められておりますが、その内の24項目については指針値という形で値が示されております。

それで、平成20年度には主に農薬として使用されているイソキサチオン、クロロタロニル、E P N、これら3項目について19河川、22地点において調査を行った結果、全地点で検出はされておられません。

以上が平成20年度の測定結果の概要でございます。

続きまして、平成22年度の測定計画、これについては資料の5で説明いたします。

来年度の測定計画でございますが、まず1ページ目を御覧願います。2番の「測定計画作成に係る考え方」でございますが、公共用水域における水質の汚濁状況等を適切に監視するため、環境省が示しております常時監視等の処理基準がありますが、これに基づきまして、これまでの過去の測定結果や利水状況等を勘案して、引き続き適正な監視水準が確保されるよう測定計画を作成しております。

また、測定計画の作成に当たりましては、国土交通省、それから青森市・八戸市から提出された計画を踏まえ県が取りまとめを行っております。

次に3の「平成22年度計画の概要」です。(1)の「測定項目」についてですが、平成22年度は78水域、195地点において、延べ12,030件について測定を行うこととしております。表の1に河川、湖沼、海域における測定機関と測定項目ごとの延べ測定数の内訳を記載しております。

2ページを御覧下さい。①の「健康項目」でございますが、県と八戸市では健康項目のうち「その他有機塩素化合物」及び「農薬」について隔年でローテーションによる測定をすることとしております。その他有機塩素化合物というのは、表に全部で7つありますが、簡単に言いますと合成樹脂の原料とか金属の洗浄とかドライクリーニング用の溶剤などに使われている物質でありまして、中枢神経とか肝機能、腎機能に対する障害をもたらす物質と言われているものです。そういう物質でございますが、22年度はその他有機塩素化合物についてはA群に書いてある3項目、それから農薬については同じくA群に書いてある2項目を測定するというところで計画をしております。

次の②の要監視項目についてですが、これは県・青森市・八戸市では毎年2項目ずつローリングにより調査することとしており、平成22年度は過去の実施状況等を勘案し、イソプロチオラン及びオキシ銅について調査対象としております。国土交通省ではE P Nを測定対象としております。各物質とも農薬として県内で使用されているという実績がございます。

次に3ページを御覧下さい。前年度との主な変更点について記載してありますが、表3に前年度との測定項目ごとの延べ測定数の比較を記載しております。主な変更点といたしましては、表の下に①として書いてありますが、県が所管する河川の計7地点、また八戸市が所管する河川2地点におきましては健康項目のその他有機塩素化合物と農薬をA群とB群に分けて隔年で交互に測定することとしておりまして、来年度、22年度はA群を測定する年にあたります。また、環境基準に1,4-ジオキサンという物質が追加されたことに伴いまして、このジオキサンというのは合成皮革の製造の際に溶剤として使用されているものですが、これが追加されたことに伴い、国土交通省・県・青森市・八戸市において揮発性の有機化合物を測定している地点において追加して測定をするということにしております。

それから②でございますが、県が測定しております十和田湖における健康項目のカドミウム、鉛、砒素、特殊項目の銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガンにつきましては十和田湖にあります鉛山等の休廃止鉱山、これの影響を確認するため、これまで年5回実施測定してきましたが、これまでの測定結果から、継続して環境基準を十分にクリアしているということで、その影響が無いことが確認されておりますので、今後は測定回数を5回から2回に減らしたいということです。

それから③の国土交通省所管の浅瀬石川ダム貯水池については、特殊項目の銅、亜鉛、溶解性鉄及び溶解性マンガンについて平成22年度から測定を実施します。また、クロロフィル a の測定回数を4回から8回として実施いたします。

以上が平成22年度、来年度の公共用水域の水質の測定計画（案）でございます。よろしく申し上げます。

**(藤田会長)**

ありがとうございました。

御質問等ありましたらお願いします。

はい、どうぞ、福士先生。

**(福士委員)**

資料5の3ページの最後の③ですが、クロロフィル a の回数を増やすというお話だったのですが、これは実際に藻類が増えてきて心配だからということなんでしょうか。

**(山田環境政策課長)**

それは国土交通省さんの方からお答えします。

**(浅瀬石川ダム管理所木村管理係長)**

浅瀬石川ダム管理所の管理係長、木村と申します。

ただいま御意見のありましたクロロフィル a の測定回数ですけれども、いわゆるダム湖については富栄養化対策というのが一番重要になっていまして、それに起因する栄養塩類がダムの上流域の方からそれなりの値で入ってきていますけれども、今のところ富栄養化対策、富栄養化の現象は生じておりません。これに関連してクロロフィル a につきましてもその可能性が出てくる可能性がないかどうかを確認するために4回から8回ということで調査回数を増やしております。

以上です。

**(藤田会長)**

そうなりますと、今回だけということになるわけですね。確認の意味でやって。要は富栄養化の現象が見られないということなのに増やすという意味はどういうことなんですかね。

**(浅瀬石川ダム管理所木村管理係長)**

確かに、今、富栄養化の影響というか現象は出ていませんけれども、今、たまたまうちのダムの貯水池というのが年間大体 20mから 30m、貯水が変動するんですよ。その関係で貯水池内の水温があまり高まらずに富栄養化の現象になってないというところもありまして、例えば貯水池の水量が若干変更になって水位が一定になった時に、水温がある程度温まって、その関係でプランクトン関係が増えてきて富栄養化になる可能性も無いとはいえないので、今後も若干継続して8回というのを続けていきたいと考えております。

**(藤田会長)**

よろしいですか。

その前の②でカドミウム、鉛、砒素、銅、亜鉛等につきましては大きな変動が見られないことから、回数を5回から2回に減ずるとなっていますが、影響はないのかというか、2回にすることのデメリットというのはないのでしょうかね。

**(山田環境政策課長)**

これについては数値的にも基準をかなり下回っていますので、そういう意味で、すれすれのところであれば回数をそう減らさないでしょうけれども、かなり大きく下回っていますので、もう影響はないだろうということで年に2回測っていくということです。

**(藤田会長)**

はい、分かりました。

あと、十和田湖のところで、先ほどの御説明ではあそこはAA基準だと思いますが、そこが人の影響はないというような御説明だったと思います。そうすると、いつまで経っても達成しないままでいくということで、対策のしようがないのかなというふうにも思うのですけれども、いかがでしょうかね。

**(山田環境政策課長)**

十和田湖については下水道が完備されて下水道の接続率もそれなりに高くなっておりまして、まだ接続してないところが多少ありますけれども、ほとんどが小さい土産品店とかそういうところですので、そんなに未接続下水道からの影響はそうないと思いますけれども。

あとは、まだ調査中ではっきりした結論は出ていませんけれども、先ほども言いましたけれども、十和田湖外輪山から出てくる流入河川、そういうものの影響とか雨水、雨に混じっている物質からの影響も考えられるのではないかと。

まだその辺は確定したものではありませんけれども、まだ調査中ではありますが、そのように考えられるというところですね。それが確定した段階で、何らかの対策が必要だと。自然由来であれば全く対策が出来ないのか、何らかの対策が出来るのかの検討になっていくと思います。

**(藤田会長)**

そうですね。いずれはその基準を見直してもらうように働き掛けたらばどうかと思いますが。

いや、いいです、結構です。

あともう1つ、私からあれなんです、資料4の2ページのところで、19年度の達成率に比べまして20年度の達成率が下がっていますよね。これ、原因は分かりますでしょうか。

**(環境政策課工藤総括主幹)**

環境政策課、環境保全グループの工藤と申します。

20年度の結果が19年度と比べて低いという御質問ですね。これは20年度は河川が2、湖沼が2、海域が3と、トータルで7水域で達成できなかったのですが、19年度は河川、湖沼、海域とも2ずつで、6海域、要は達成したのが81海域だったので19年度が93.1%と高くなっております。

以上です。

**(藤田会長)**

要は、測った場所が違うということですか。

**(環境政策課工藤総括主幹)**

測った場所は同じですけれども、海域が今回3基準達成できなかったのですが、19年度は測った場所は同じなんですけれども海域が2海域。28海域の内25で20年度は達成したんですけれども、19年度は28のうち26達成したということで、1海域達成数が19年度は多かったのが93.1%というふうになっております。

**(藤田会長)**

そうすると、それはなぜ達成しなかったんですかね、その1つは。

**(環境政策課工藤総括主幹)**

それはいろいろ測った時の状況とか、あるいは海であれば潮の流れとか、そういう状況等が考えられるかと思います。

それで、ここの海域を見てみますと、下の表2のところにあるんですけれども、19年度達成できたのが河口海域(甲)3、5ですね、あとそれから北防沖、ここは達成しております。そして20年度。

ちょっとお待ち下さい。もう1回整理してみますので。

**(藤田会長)**

すいません。要は、20年度に達成できなかったのはどこなんですか。

**(環境政策課工藤総括主幹)**

達成できなかったのは八戸の海域なので、八戸市の方にお答えしていただきますので、お待ち下さい。

**(八戸市上井環境保全課長)**

八戸市環境保全課長、上井でございます。

19年度は達成できなかったところはS t - 9ということで河口海域(丙)だけだったのでございます

けれども、20年度は河口海域（甲）St-3、5、（丙）のSt-11、その3ヶ所が環境基準を超過した。3番、5番、11番は過去3年間環境基準を達成していたのに20年度は達成しなかった。その理由といたしましては、先ほど環境政策課長が説明したとおり、河川からの負荷とかが急に増えたと、そういう状況ではございません。結果として海流なり気象条件なり、拡散状況が異なったのではなかろうかと。市といたしましては、これから先も継続して調査を行っていきたいと、こう考えております。

以上でございます。

**（藤田会長）**

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

**（山下委員）**

すいません、山下です。

この水質の測定の話というのは前から岩木川の関係で時々見ていたんですけども、最後に見たのは5年前なんですけれども、あまり内容が変わらないというか、細かいところはあるんでしょうが。

ちょっと気になったので、細かい話ではないんですけども意見ということで申し上げたいと思います。

今回の新しい県の環境計画の中では、県内の様々な環境の状況をモニタリングし、そして一定のよい方向性に向けて県が指導しながら県内のいろんな主体の役割を明確にして、それに沿って連携をしていくというふうに理解できるんですけども、それを例えばこの水質の測定の話に持ってきた時に、そういう感じになっているんだろうかというような、やっぱりそういう疑問というのが非常に大きくなるんですね。各主体の役割ということであると、例えば岩木川の流域のことを考えれば、大きな産業、工業があるわけではありませぬので、基本的には生活排水や、あるいは畜産・農業のそれぞれの業者さんや農家の役割というのは非常に大きくて、そして例えばその中でも、岩木川で必ず問題になるのは、今もそうだと思うのですが、乾橋の下に随分悪い物が出てくると。その下になると急に薄まっていくということで、流量が関係するんだと思うんですけども、5年くらい前にうちの大学の方でもいろいろ関係者が集まって議論をしましたが、あれ1つとってもデータが足りないのでよく分からないと。

今回のこの測定というのは、おそらく国の法律に基づく環境の監視というのが第一の目的であるのは分かるのですが、ですからこういう形になると思うんですけども、県民からすれば監視することはもちろん大事なんですけど、それと共に我々が生きているこの県内の水環境って一体どうなっているのかということが、やっぱり細かく理解でき、かつその中でどこに問題があってどういう解決ができるのかということがこれから問われてくるんだと思うんですね。

そういう形での意識が何となく、しっかりあるのだろうかというような疑問がちょっと湧いてくるんですね。

ともかく、今回審議をしているのはこういう測定でよいかということですので、それに関しては私は専門ではありませんから特に言うことはないのですが、こういう調査がさらに本来は流量であるとか、それから生態学の調査であるとか、そういったものとどういうふうに連動をしているのか、そういう調査をした後の監視でなくて分析や原因究明、そういったものに活かすような方向にしっかり今後は活用していくべきではないかという気がしまして、その点、今回また新しく環境計画ができましたので、是非つなげていただきたいということと、もしお考えがあれば少しお聞きしてみたいなということでお話

しました。

以上です。

**(藤田会長)**

この計画というのは単にあれですかね、現況調査ということだけなんですか。  
この趣旨はですね、ここの審議会で扱うものとしたしましては。

**(山田環境政策課長)**

目的としてはあくまで状況把握といいますか、現況を把握していくということで、本来はもっと詰めて具体的に原因ということもあるんでしょうけれども、なかなかそこまで、特別問題があるところであれば、そういうこともあるんでしょうけれども。現況調査ということです。

**(藤田会長)**

分かりました。それを理解した上でなんですけれども、今の山下委員の意見に対しまして、ここまでは話してもいいとか、分析は対象外ですとか、そういったような回答でいいですから教えていただければ。ここまではやっていきましようとか、あればお願いいたしますが。

**(山田環境政策課長)**

なかなか回答しづらいところがあるんですけれども。あくまでも現況を把握していくということで。県としてはいろんな河川での事故といいますか、有害物質が流れたとか魚類が死亡をしているとか、そういう事案があればその都度現場に赴いて原因が何かというふうなことはやっておりますけれども、さらにこの現況調査でもって超過したところが具体的にどこなんだと、そういうところまでなかなか突き詰めていくのは難しいかなと。

**(藤田会長)**

分かりました。自然由来のやつの1つで温泉由来で砒素が出るのがありましたよね。それで、あれは環境基準を超過しているということで、ああいったものはそのままにするのか、それとも何か対策まで考えるべきなんですか。そこだけちょっと教えていただけますか。

**(山田環境政策課長)**

正津川の件につきましては、特に農業用水とかとして使っていないので、特別対策ということはしてないようです。

**(藤田会長)**

何も利水がないということですね。

**(山田環境政策課長)**

そうです、はい。

**(藤田会長)**

そうですか。逆に、利水してはダメだというような規制というのは必要じゃないんでしょうか。飲むと人の健康に影響が出るとかいうことであればですね。

**(山田環境政策課長)**

もし水道水源とか農業用水とか、そういうもので使っているものであればそれぞれ使っている機関に対しての指導はありますけれども。特にそういう利水がないものですから。

**(藤田会長)**

分かりました。

他に何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

**(針生委員)**

単なる勉強不足といたしますか、無知なものですから。例えば資料5の2ページにある農業の農薬の1,3-ジクロロプロペンとかチウラムとか、そういうやつは何に使われているのか、土壌改良剤なのか殺虫剤なのか、それとも私どもが直接携わるのは商品名なわけですけども、商品名まではいかなくても殺虫剤とか土壌改良剤とか、そういうものについてちょっと教えていただければいいかと思えます。すいません。

**(環境政策課工藤総括主幹)**

それでは御説明いたします。前に委員の皆様方に、夏頃だと思うんですが一応水質用語解説ということで皆さんにお配りしていると思えます。その中で、ここに書いてあるのをちょっと読んでみます。

チウラムにつきましては、農薬で白色の固体ということで、殺菌剤として種子の消毒とかに使われております。それからシマジンにつきましては、野菜とか果樹、芝生に除草剤として用いられております。チオベンカルブは水田の除草剤に用いられております。

**(藤田会長)**

他にございますでしょうか。

それでは無いようですので、このまま認めたいと思えます。

続きまして3番目です。「平成22年度地下水の水質の測定に関する計画」につきまして、また事務局、御説明をお願いいたします。

**(山田環境政策課長)**

それでは引き続きまして、今度は地下水の方の測定計画について御説明いたします。

資料は6から8まででございます。これも先ほどの公共用水域と同じように、水質汚濁防止法に基づいて測定計画を立てているものです。

まず資料の7をお開き願いたいと思えます。資料の7で、これまでの地下水の測定結果の概要について御説明いたします。

まず1ページ目、1の地下水の水質監視でございますが、平成元年度から県内全域を対象に継続的に監視しています。それで、この測定ですが、概況調査、それから汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査

という3つの段階の調査を行っております。2の平成21年度までの調査実施状況ですが、これは県内全市町村を対象に、まず概況調査を行っております。これは各市町村、3年から5年で一巡するように計画をしております、これまで延べ1,411本の井戸について実施してきております。各年度の状況については、元年度からの状況については表の1に記載をしております。

この概況調査を行って、環境基準項目、この環境基準項目というのは環境基準という数値が設定されている金属類とか、先ほど言いました有機塩素化合物、これは有害物質ですが、こういうものについて基準値を超過しているか下回っているかに関係なく、そのような物質が出た場合にはその井戸の周辺について次の年度から周辺地区調査を行います。それで汚染範囲を確認した後に定点を設けて経年変化を把握するために継続監視調査を実施していくと、3段階による調査測定をしております。

2ページの平成21年度の調査結果の速報値でございますが、表の2に概況調査における結果を示しております。9市6町の23本の井戸について調査を実施したところ、鉛が6本の井戸から、砒素が5本の井戸から、四塩化炭素が1本の井戸から、1,1,2-トリクロロエタンが1本の井戸から、テトラクロロエチレンが1本の井戸から、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が9本の井戸から、ふっ素が8本の井戸、ほう素が15本の井戸から検出されました。

このうち環境基準を超えて検出された井戸は、砒素が1本、四塩化炭素が1本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2本、ふっ素が2本、ほう素が1本ということでございます。この表の2に記載されている井戸につきましては、来年度以降、平成22年度汚染井戸周辺地区調査を行います。

それで、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は平成11年2月に環境基準が設定された項目であり、このうちふっ素、ほう素については自然由来としてもしばしば検出される物質でございます。

3ページの(2)汚染井戸周辺地区調査でございますが、これは先ほど概況調査を行って項目が出たところについて周辺地区調査を行うもので、これについては3市1町の17地区73本の井戸について調査を実施したところ、鉛が2本の井戸から、砒素が6本の井戸から、四塩化炭素が2本の井戸から、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が40本の井戸から、ふっ素が5本の井戸から検出されました。このうち環境基準を超えて検出された井戸は、四塩化炭素が1本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が5本でございます。

次の(3)の継続監視調査ですが、8市8町1村の48地区81本の井戸について調査したところ、環境基準項目が検出された井戸は67本、うち34本の井戸で環境基準値を超過しております。

5ページから6ページの方に、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素を除く環境基準を超過した項目の経年変化を図に載せております。

まず、弘前市大久保地区でございますが、ここは砒素が、環境基準値が0.01ですが、平成18年からほぼ横ばいの状態で超過ということです。八戸市の尻内地区につきましては、1,2-ジクロロエタン、これが引き続き検出されていますが環境基準は超過しておりません。

それから次、6ページの八戸市の城下地区ですが、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン、これが昨年度に引き続いて超過しております。

それから、黒石市一番町地区につきましては、平成17年度まで環境基準を超過していたベンゼン、これについては今年度検出はされておられません。それから、ベンゼンは検出されませんでした。1,1,2-トリクロロエタンが検出されております。

三沢市幸町地区につきましては、四塩化炭素が環境基準を超過しており、昨年度と同じようなレベルの数値となっております。

以上がこれまでの地下水の測定結果の概要でございます。

続きまして、資料8に基づきまして来年度の測定計画の御説明をいたします。

まず1ページの2番の測定計画作成に係る考え方でございますが、測定計画を作成するに当たりましては、環境省が示す常時監視等の処理基準に基づき、中核市である青森市及び特例市である八戸市から提出された計画案を踏まえて県が取りまとめを行っております。

次に3の平成22年度の計画案の概要でございますが、表の1です。平成22年度は合計268地点の調査を予定しております。(1)の概況調査についてですが、アの測定地点につきましては、県内を6ブロックに分け、各ブロックから調査地点を選定するよう計画しており、平成22年度は8市4町の19本の井戸について調査することとしております。

昨年度まで国土交通省が実施しておりました東北町の小川原地区の井戸については、小川原湖総合開発事業が中止となったこと、それから、これまで環境基準をクリアしており、かつ直轄の管轄外に位置しているということから測定を廃止することとしております。

イの測定項目についてですが、国の処理基準が平成20年8月に改正されたことに伴い環境基準項目については基本的には全項目を測定することとして、平成21年11月に地下水環境基準項目に追加された塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサンについても測定することとしています。

次のページの(2)の汚染井戸周辺地区調査については3ページの表3で説明いたします。

調査地点につきましては9市1町24地区の150本の井戸について調査を行います。それから(3)の継続監視調査についてですが、調査地点につきましては新たに汚染井戸調査地区によって汚染範囲が確定された地区を加えた8市8町の57地区99本の井戸について調査を行うこととしております。

それで、今回新たに加えられた調査については、3ページの下の方から4ページに記載しているとおりでございますが、測定を終了する地点につきましては、八戸の内丸、城下地区の測定項目のうち、ジクロロメタン等5項目につきましては3年連続で検出されなかったため測定を終了します。なお、テトラクロロエチレンの分解性生物である塩化ビニルモノマーを追加することとします。

それから終了する地点として、東通村小田野沢地区の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素につきましては、3年連続で環境基準の9割を超えて検出されなかったため、測定を終了いたします。

各地区ごとの測定項目については5ページの表の4の方に一覧で年度に沿った形でまとめておりますので御覧いただきたいと思います。

最後に測定回数ですが、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査とも年1回ということと考えております。

以上が地下水の測定計画でございます。

よろしく願いいたします。

#### (藤田会長)

今の御説明に対しましての御意見がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ、青山さん。

#### (青山委員)

硝酸性の窒素で、平成21年度の検出状況を見ますと八戸市の松館で19mg/l、それから三沢市の岡三沢で29mg/lと、この2つがかなり環境基準より高い値が出ているのですが、22年度の汚染井戸の周辺地区調査というところの項目を見ますと、硝酸性の窒素の環境基準値超過のところを八戸市松館地区だけになっていて、三沢市の方の岡三沢地区というのは環境基準値以下ということになっているので

すが、このところは、三沢の方は環境基準値以上ということではないのでしょうか。その辺、ちょっと分からなかったのですが。

**(藤田会長)**

資料は何の資料ですか。

**(青山委員)**

最初の方は資料の7の方の平成21年度の検出状況ですね。それから資料8の方の3ページ目の22年度の汚染井戸周辺地区調査です、表3、そちらの方を見ますと環境基準値超過の方が八戸市だけ載っているんですが。それは何かあるのでしょうか。

**(山田環境政策課長)**

失礼しました、岡三沢地区は環境基準が10mgに対して29mgですので、3ページ表3の方は環境基準超ということになります。失礼しました。

訂正させていただきます。

**(藤田会長)**

ありがとうございました。

他にありますか。

ございませんか。

はい、それでは原案どおり、今のところは訂正するんでしょうかね。資料の訂正ということになろうかと思いますが。その他、よければ原案が適当ということで、その旨答申をしたいと思います。

それでは以上をもちまして諮問案件につきましては3つ終わりましたので、答申書を事務局の方で作っていただきたいと思います。今、3時5分ですが10分間休憩を取りまして3時15分からまた再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。

**<休憩>**

時間になりましたので、また再開したいと思います。

ただいまの休憩時間中に事務局の方で答申書を整理していただきましたので、読み上げたいと思います。御確認下さい。

青森県環境審議会に対する諮問事項について答申ですね。

平成22年2月16日付け 青環第1618号で諮問のあった下記事項については、審議の結果、適当と認められるので、その旨答申します、ということで、第三次青森県環境計画（案）について、2番目が平成22年度公共用水域の水質の測定に関する計画について、3番目が平成22年度地下水の水質の測定に関する計画案について、ということです。

先ほどの御意見は、説明資料ということで、資料の8の3ページのところですが、環境基準以下のところに三沢市三沢地区が入ってございましたけれども、それを環境基準値超過の方に移すということで対

処しますが、諮問事項にはそれは係りませんので、そのままやりたいと思いますが。

御意見、ありませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは答申をしたいと思います。

青森県知事 三村申吾殿

青森県環境審議会会長 藤田均

青森県環境審議会に対する諮問書事項について答申

平成 22 年 2 月 16 日付け 青環第 1618 号で諮問のあった下記事項については、審議の結果、適当と認められるので、この旨、答申します。

第三次青森県環境計画（案）

平成 22 年度公共用水水域の水質の測定に関する計画案

平成 22 年度地下水の水質の測定に関する計画（案）

以上でございます。

**（名古屋環境生活部長）**

ありがとうございました。

**（藤田会長）**

ただいま、お渡ししましたので、諮問案件についての審議を終了いたします。

続きまして報告案件の方に移りたいと思います。「青森・岩手県境不法投棄事案」につきまして報告を受けたいと思います。

御説明をお願いいたします。

**（北沢県境再生調整監）**

県境再生対策室の北澤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

恐縮でございますが座ったまま説明させていただきます。

まず報告事案の説明に入ります前に、当審議会における私どもが所管する県境不法投棄対策事案の位置付けについて予め御説明させていただきたいと思っております。

この県境不法投棄事案につきましては産廃特措法に基づきまして特定支障除去等事業実施計画という計画を策定いたしまして、国の支援を受けながら汚染拡散防止事業ですとか廃棄物及び汚染土壌の全量撤去を基本といたします廃棄物の撤去等の事業を実施しております。

産廃特措法では、この実施計画を定めようとする際に、予め環境基本法の規定によりおかれる審議会等の意見を聞かなければならないことから、本県の実施計画の策定、これは平成 16 年 1 月でございますが、それからその後の変更、平成 19 年 3 月でございますが、これらの計画策定変更に当たりまして当審議会にお諮りして御意見をお聞きした上で策定してまいったところでございます。

そして、この計画に基づいて実施しております事業の実施状況等について、毎年御報告を申し上げているところございまして、今回もそういう趣旨で御報告を申し上げるものでございます。

なお、県境不法投棄事案の原状回復対策事業等を講じるに当たりましては、効果的かつ早急に事業を実施するという必要がございましたことから、これについて専門に評価検討等を行う協議会、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を平成 15 年 7 月に設置してございます。従いまして、当環境審議会に付する案件につきましては、基本的には今申し上げました協議会において評価検討等がなされたものとなっておりますということを御理解いただきたいと存じます。

それでは説明に入らせていただきます。

まず最初に資料 9-1 の廃棄物の撤去実績についてを御覧いただけますでしょうか。

これは撤去を開始いたしました平成 16 年度から平成 22 年 1 月 31 日までの撤去実績をまとめた表でございます。

まず最初に平成 16 年度から 20 年度までの累積が 305,159 トンとなっております。その次に平成 21 年度に入ってから月別の実績が順次記載されておりますが、右から 2 番目に平成 21 年度の撤去実績が 1 月 31 日現在、189,311 トンとなっております。この 2 つを合わせたこれまでの撤去実績の累計額が 494,471 トンとなっております。

不法投棄されました産廃は約 999,000 トンというふうに見込まれておりますので、進捗率は 49.5%、約半分が撤去された感じになります。

なお、平成 21 年度の撤去実績の処理方法別の内訳は、埋立処理が 96,479 トンで全体の 51%、それから人の健康ですとか生活環境に係る被害を生ずる恐れのある、特別管理産業廃棄物として焼却処分に回されたものが 92,708 トン、約 49%となっております。概ね今年度においては半々ぐらいの割合となっております。

なお、左下に棒グラフがございますが、これは月別にこれを見たものでございます。

それから左下のグラフはただいま御説明を申し上げましたこれまでの撤去実績と、今後の撤去計画を年次別に表したものでございます。各年度の棒グラフの白い部分がこれまでの撤去実績、青い部分が今後の計画でございます。

ここで平成 21 年度の棒グラフを御覧いただきますと、撤去計画が 194,000 トンに対し 1 月末現在の実績が 189,311 トンということで、1 月末時点で 97.5%の進捗率となっております。その後 2 月 8 日に撤去計画量の 194,000 トンを超えておまして、今後も順調に推移いたしますと年度末までに 220,000 トン以上の撤去が可能と見込んでおります。

ちなみに、その翌日の 2 月 9 日には、これまでの撤去実績の累計が、500,000 トンという節目を達成しておまして、進捗率は全体が 999,000 トンでございますので 50%を進捗率が超えるというような状況になっております。

それから今後の撤去計画でございますが、本年度から平成 23 年度までの 3 年間の撤去計画量が 194,000 トンとピークになっておりますが、産廃特措法が時限立法となっており、その期限となっております平成 24 年度末までの全量撤去をより確実なものにしたいということで、今年度の実績も踏まえ、できるだけ前倒しで撤去を進めてまいりたいと考えております。

次に資料 9-2 の環境モニタリング調査の結果を御覧いただけますでしょうか。

本県では、この不法投棄現場の原状回復方針を定め、この中で汚染拡散防止を最優先に掲げておまして、現場の汚染された浸出水が外に漏れ出さないように、現場周辺に遮水壁を設置しまして、中の浸出水は浸出水処理施設に集め、所要の処理をした上で放流しております。

これらの汚染拡散防止対策が機能していることの検証と共に、周辺環境への影響を監視するという目的で、県で環境モニタリング調査を実施しております。

まず1番目の水質モニタリングでございますが、現場内の一部の地点、8地点あるうちの2地点からベンゼン、砒素、ほう素につきまして基準を超える値が検出されております。基準を超えた地点は、一覧表のアー3とアー8という2地点でございます、それぞれの項目ごとに測定値が記載されておりますので、基準値を超えているという状況がお分かりいただけると思います。この2地点につきましては、別図2の水質モニタリング位置図（遮水壁内）の一番左下がアー8、右上がアー3、現場の中で一番低い部分となっております。

一方、周辺部、前のページの別図1にございます17地点につきましては、全ての調査項目につきまして基準を超える値は検出されませんでした。

ただ、本文のなお書きのところですが、周辺部のアー10で、一度だけ鉛が基準を超えて検出されたことがございました。これは採水の際に水位が低下しており、土壌が混入していたということが原因と考えられましたので、水質の状況を的確に把握するために、これをろ過したろ液で再度分析を行いまして、その結果、鉛は検出されませんでしたので、特段の問題はないと判断しております。

次に2番目の有害大気汚染物質のモニタリング、それから3番目の大気汚染物質モニタリング、それから4番目の騒音振動モニタリングにつきましてですが、いずれにつきましても全ての項目、地点で基準を下回っております。

これらの測定地点につきましては、参考までに後ろの方の別図の3と4の方に添付してございますので、後で御覧をいただければと思います。

以上のとおり、基準を超えておりましたのは現場内の水質モニタリング地点の2地点のみで、これら現場内の浸出水、地下水につきましては、先ほども申し上げましたとおり浸出水処理施設において処理した上で放流しておりますことから、周辺環境への影響は認められないと判断しております。

次に資料9-3の県境不法投棄現場・環境再生計画（案）についてでございます。

環境再生計画案につきましては、これまで3回にわたりまして、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会に諮り、その意見を踏まえて作成してまいりましたものでございます。また、先日、1月15日から2月10日にかけてパブリックコメントを実施いたしました、その際にお示しした案でございます。

現在、パブリックコメントでいただきました御意見等について最終的な整理をしているところでございますが、この後、2月20日に開催予定の協議会で最終的に諮った上で、3月上旬には正式に策定されるという見込みでございます。

従いまして、まだ完成した計画ではございませんが、最終的な形に近い計画案となっておりますので、今回、環境審議会の委員の皆様にも予め概略を御説明させていただきたいと思っております。

まず1ページ目、1番の計画の策定にあたってという項では、この環境再生計画策定の趣旨について触れております。4段目になりますが、「また」から始まる部分をちょっと御覧いただけますでしょうか。

「本事案は、全国的にも重要な問題となっている不法投棄を考える上で多くの課題を提供し、その解決に向けて広く関係者の努力が重ねられ、貴重な教訓、経験、知恵、技術が蓄積されてきた。」と記述してございますとおり、本事案は、産廃特措法制定の契機となった象徴的な事案の1つで、試行錯誤しながら原状回復を進めてきたという経緯がございます。こういうような経緯を踏まえまして、「現場跡地の取扱い方策をはじめ、これらの貴重な経験等を活かし、本事案のような不幸な出来事を二度と起こさせはならないというメッセージにつなげるための取組み等について環境再生計画として策定することとした。」ということでございます。

次に、2番目に計画の位置付け等でございますが、ここに計画の特徴的な事項が2つ掲げてございま

す。

(1)でございますが、現在、産廃特措法に基づき国の支援の下で実施しております原状回復事業が終了した後の現場跡地の取扱い方策等につきまして、国の補助とか支援とは別に県の自主的、独自の取組として策定する計画であるということ。それから(2)の施策内容につきましては、県としての取組みだけではなく、長期的展望を要するものや県以外の幅広い事業主体に期待されるものまで、総合的に示した計画という特徴がございます。

次に2ページ目から3ページ目にかけては、県において環境再生計画案を策定するまでの検討の経緯等が示されてございます。2ページ目のフローチャートの一番上の四角で囲んだ部分のとおり、まず最初に県民の意向調査、それから地元の意見集約、ワークショップの開催、全国からの提案募集などを実施いたしまして、これらの結果を基に協議会に諮って整理をしましてまいりました。この結果、3つの環境再生の方向性が示されております。

1つ目は、市民参加による自然再生、森林再生、2つ目は地域の振興、3つ目は教訓等の継承及び発信、こういう3つの大きな方向性が示されております。

次に4ページ目でございますが、4番、施策の内容という部分で下の方に施策の体系概念図がございまして、まず不法投棄されてマイナスの状態から元の状態、ゼロに復旧する原状回復事業を行っているわけでございますが、ここで培われてきました経験等を貴重な財産として次代に引継ぎ活用をすること、プラスを創出するということを基本的な考え方として施策の展開を図ることとしております。そのための施策の方向性につきましては、協議会の御意見等を踏まえまして、自然再生、それから地域の振興、情報発信という3つの方向性をもって展開することとしております。

これにつきましては次のページ以降に掲げて、その3つの方向性の下で実際具体的に講じる施策を進めてまいりたいということで考えております。

なお、これらの施策の記述に当たりましては、例えば5ページ目の自然再生という方向性の欄を見ていただきますと、上の方に施策の構想、下の方に県としての取組みというふうに長期的な展望を要するものですとか県以外の実施主体に期待されるものなどもございまして、そうした将来の可能性ですとか事業主体を幅広く捉えまして、施策の構想という形でまずお示しした上で、それから県としての取組みを下の方で再度示すという二段階の構成で記述させていただいております。

以上、計画策定の概略と考え方について御説明させていただきました。

最後に、お手元にパンフレットをお配りをしております。これは不法投棄事案の概略が記載されたパンフレットでございますが、事案の全体像について質問いただいたりしておりますので、後程、読んでいただいて当事案について御理解をいただく参考にしていただければと思います。

その他、DVDもございまして、御希望があれば差し上げることも可能でございます。

また、全体について何か御質問ですとか疑問点がございましたら、私ども、いつでも御説明差し上げる準備がございまして、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

#### (藤田会長)

これは報告ということですので、皆さんすごく関心が深いとは思いますが、説明を聞いていただくというところでは。

それで、今の御報告を含めまして、その他、何でも結構ですので、意見があればお伺いをしたいと思います。何かありますでしょうか。

どうぞ、針生さん。

**(針生委員)**

開会に当たりまして、蝦名副知事より県産の杉材の活用についてお話がありました。非常にいいお話でございます。私の知る限りでは、青森市の雲谷あたりの杉材が、今年の冬から今年の秋に掛けまして3ヶ所ほど、100m×200mぐらいの規模で伐採されて運び出されております。多分、その大半は八幡平製材とか、そういうトラックが来ておりましたので、多分今頃秋田県の秋田杉として出回っているんじゃないかなということを感じました。

以上でございます。

**(藤田会長)**

何か他にありますでしょうか。

はい、どうぞ。

**(山下委員)**

時間もあれなので、意見も、もしかしたら間違えるかもしれませんが。

これは予算的にどうなっているのか今日の話では分からなかったので、どれぐらいの予算でやっていくのか。3ページのところだと、建物も随分案が挙がっている。単純にいうと、建物や施設がものすごく挙がりすぎていて、印象としては何かまた新しいものを造るという気がしなくもない案、そういう印象になってしまっているところがあって。特に地域の振興なども、今、ちらっと出ましたけれども、林業の話なども田子に関しては当然あるでしょうし、農産物の風評被害に関してもその後のことも含めて手当てがまだまだ必要なのかなと思うのですが、そういうことでなくて施設ばかりが挙がっている印象を受けたんですけれども。

要するに、予算の部分と、誰が、県民がやるのか国から出してくれるのか、それによっても違うと思いますが、それと施設系のものが非常に目立つので、本当にこれでいいのかなというのは、これは個人的な感想です。

**(北沢県境再生調整監)**

いくつか御質問がございましたが、お答えしたいと思います。

1つ、予算についてでございますが、予算につきましては、これはまだ基本計画というようなレベルのものでございますので、具体化に当たっての詳細は、これを基にして別途検討、その年度、年度で実施計画を作って予算措置という形になります。

それから3ページにいろいろ施設が載っているというお話がございますが、これは全国からの提案の中で優秀ということで取り上げたものを羅列したもので、これを具体的に造るというようなことではございません。

それから計画の中で、5ページ以降、県としての取組みというのを掲げてございますが、1番目は植林が主体で、ハコ物はございません。地域の振興の中でハードの部分、再生エネルギー施設を施策の構想の方に掲げているのですが、これから検討しなければいけない部分もございまして、また、県として直接そのハードの事業を手掛けるということではなくて、全国から提案がありました事業について、民間ベース等で事業化できないかと働きかけたり、県の各部局による事業や団体との関わりの中で何かで

きないか検討をしていくと。

具体的な取組みとしては、県としての取組みに掲げているような働きかけとか検討、あるいは促進ということでございます。

県としても本当は十分な予算があれば直接やればよいということもあるのですが、財政状況、あるいは費用対効果を考えまして、こういう形でまとめさせていただいております。

それから、情報発信のところで資料の展示・公開という部分がございますが、県としての取組みにありますとおり、浸出水処理施設の中にちょっとしたスペースがございますので、この施設の稼働期間だけ資料の展示とか公開をするということで、新たにハコ物を造るというようなことは県としては考えておりません。

ただし、県以外の実施主体で資料展示・公開というものに取り組みたいというところがあれば、促進してまいりたいという考え方でございます。

よろしかったでしょうか。

#### (藤田会長)

よろしいですか、はい。

あともう時間も過ぎているんですが、1つだけ、前回私からちょっと質問をしていた松くい虫について、あれはどういうふうなことになったのか、分かっておりましたら皆さんに御説明いただければと思います。

#### (環境政策課菊地副参事)

環境計画、先ほど答申をいただきました環境計画の中での扱いということで、前回の松くい虫、蓬田村で被害木が発生をしたというような報道がありました。

計画の34ページに、松くい虫に係る記述、脚注で松くい虫被害について説明をしておりましたが、こちらについて青森県が唯一発生県ではないといったような表記がございましたが、被害木の発生ということ踏まえまして、県の林政課と林野庁の方で松くい虫の発生県になるのかどうかということで今現在、調査中でございます。そういったこともございまして、今回の計画の中では前回ございました「県が唯一発生県ではない。」というような脚注の説明の部分は削除するというで扱わせていただきましたので、その点については御了解をいただければと思います。

以上でございます。

#### (藤田会長)

はい、分かりました。

それではこれもちまして本日の審議会を閉会したいと思います。

事務局の方から何かありましたらお願いします。

## 4. 閉会

### (司会)

事務局の方から特にございませんので、よろしゅうございます。

それでは御審議を大変長時間にわたりまして御審議をいただき、ありがとうございました。

閉会に当たりまして名古屋環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

**(名古屋環境生活部長)**

本日は、委員の皆様にはお忙しい中御出席を賜り、また熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

お陰をもちまして、諮問案件3件、報告案件1件につきまして、様々な御意見、貴重な御意見をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

本日、委員の皆様からいただきました御意見、御提言につきましては、今後の関係行政の充実に可能な限り、できるものはないかということで検討いたしまして、可能な限り反映させ、充実に努めてまいりたい、環境保全の一層の充実、推進に努めてまいりたいと考えてございます。

どうか、これからも本県の環境をより良いものとするために、御指導・御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

**(司会)**

それでは、以上をもちまして第10回青森県環境審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以上